



鳥取県公報

令和3年3月30日（火）
第9287号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（137）（福祉監査指導課）・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（138）（〃）・・・ 2
	特定計量器の定期検査の実施（139）（くらしの安心推進課）・・・ 3
	保安林の指定予定（2件）（140・141）（森林づくり推進課）・・・ 3
	令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量 （142）（水産課）・・・ 4
	土地改良区の役員の就退任（143）（東部農林事務所）・・・ 4
	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 （144）（県土総務課）・・・ 5
	測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 （145）（〃）・・・ 6
	測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 （146）（〃）・・・ 7
	基本測量の実施（147）（〃）・・・ 7
	基本測量の終了（148）（〃）・・・ 8
	公共測量の実施（149）（〃）・・・ 8
	土砂災害警戒区域の指定（150）（治山砂防課）・・・ 8
	土砂災害警戒区域の指定の変更（151）（〃）・・・ 8
	土砂災害警戒区域の指定の解除（152）（〃）・・・ 9
	土砂災害特別警戒区域の指定（153）（〃）・・・ 9
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更（154）（〃）・・・ 10
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除（155）（〃）・・・ 10
	港湾区域内の船舶の撤去（156）（鳥取港湾事務所）・・・ 11
	指定障害児通所支援事業者の指定（157）（中部総合事務所福祉保健局）・・・ 11
	土地改良区の役員の就退任（158）（中部総合事務所農林局）・・・ 11
	指定障害福祉サービス事業者の指定（159）（西部総合事務所福祉保健局）・・・ 12
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（160）（〃）・・・ 12
	鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正（161）（会計指導課）・・・ 12
	鳥取県政府調達苦情処理要領の一部改正（162）（〃）・・・ 13
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可（西部総合事務所日野振興センター）・・・ 14

告 示

鳥取県告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
有限会社對山堂薬局	境港市本町25-1	有限会社對山堂薬局	境港市本町25-1	居宅療養管理指導	平成28年11月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
有限会社對山堂薬局	境港市本町25-1	有限会社對山堂薬局	境港市本町25-1	介護予防居宅療養管理指導	平成28年11月1日

鳥取県告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護老人福祉施設、居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人福祉施設

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
巖城はごろも苑	倉吉市巖城920-1	令和3年3月13日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊1085-1	訪問介護	令和3年3月31日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	巖城はごろも苑	倉吉市巖城920-1	短期入所生活介護	令和3年3月13日

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	巖城はごろも苑	倉吉市巖城920-1	介護予防短期入所生活介護	令和3年3月13日

鳥取県告示第139号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	令和3年5月7日（金）	午前10時30分から午後3時30分まで	境港市上道町3000 境港市役所
〃	令和3年5月11日（火）	〃	〃
〃	令和3年5月14日（金）	〃	〃
〃	令和3年5月18日（火）	〃	〃
〃	令和3年5月21日（金）	〃	〃

鳥取県告示第140号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市福井字村寺谷ノ二357、359、字宮ノ谷1866、1867
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第141号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市佐治町加瀬木字上土居家ノ上1749、1750

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第142号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	0.75トン
	鳥取県定置網漁業	0.75トン
	鳥取県その他漁業	0.1トン
	県留保枠	0.1トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	5.3トン
	鳥取県その他漁業	0.1トン
	県留保枠	0.6トン

鳥取県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり邑美土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年3月30日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 山 根 敏 幸 鳥取市久末255
- 〃 山 根 昌 博 鳥取市久末257
- 〃 雨 河 吉 孝 鳥取市古郡家175
- 〃 山 根 章 二 鳥取市古郡家140-2
- 〃 田 中 幸 博 鳥取市美和93
- 〃 山 田 滋 鳥取市美和134
- 〃 神 戸 一 郎 鳥取市久末30-1
- 〃 石 谷 幸 四 郎 鳥取市東大路66
- 〃 谷 本 茂 樹 鳥取市東大路79
- 〃 徳 尾 一 郎 鳥取市中大路125
- 〃 堀 内 泰 章 鳥取市中大路128
- 〃 田 中 一 郎 鳥取市西大路128

〃 中 島 健 一 鳥取市西大路127
 監 事 雨 河 昇 鳥取市古郡家137
 〃 堀 政 義 鳥取市中大路135-6
 令和3年1月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 敏 幸 鳥取市久末255
 〃 山 根 昌 博 鳥取市久末257
 〃 雨 河 吉 孝 鳥取市古郡家175
 〃 山 根 章 二 鳥取市古郡家140-2
 〃 田 中 幸 博 鳥取市美和93
 〃 山 田 滋 鳥取市美和134
 〃 神 戸 一 郎 鳥取市久末30-1
 〃 景 山 正 一 鳥取市東大路112
 〃 山 本 正 博 鳥取市東大路41
 〃 徳 長 信 幸 鳥取市中大路126
 〃 堀 内 泰 章 鳥取市中大路128
 〃 田 中 一 郎 鳥取市西大路128
 〃 中 島 健 一 鳥取市西大路127
 監 事 山 田 薫 實 鳥取市美和139
 〃 桑 村 紀 幸 鳥取市古郡家233
 令和3年1月31日就任 任期4年

鳥取県告示第144号

平成24年鳥取県告示第221号(建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)第19条の規定による調達公告を行った建設工事で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>令和2年鳥取県告示第215号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)</u> に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する建設工事の種別(以下「発注工種」という。)に係るもの(当該発注工種が格付工種(発注工種のうち格付を行うものをいう。)である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。)	1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>平成30年鳥取県告示第289号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)</u> 及び <u>令和元年鳥取県告示第286号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)</u> に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する建設工事の種別(以下「発注工種」という。)に係るもの(当該発注工種が格付工種(発注工種のうち格付を行

<p>を有すること。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうちに、発注工事の主任技術者、<u>監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者の行うべき職務を補佐する者</u>（以下「<u>監理技術者補佐</u>」という。）としてその施工期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「<u>配置技術者</u>」という。）を有していること。</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、<u>監理技術者、特例監理技術者</u>又は現場代理人（以下「<u>技術者等</u>」という。）として当該同種工事を施工管理した実績（現場代理人として従事した実績を認める場合については、その施工時に主任技術者となることができる資格を有する者であったときのものに限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「<u>施工管理実績</u>」という。）があることを入札参加者の条件とする場合にあつては、当該施工管理実績を有していること。</p> <p>(11) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>うものをいう。）である場合にあつては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうちに、発注工事の主任技術者又は<u>監理技術者</u>としてその施工期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「<u>配置技術者</u>」という。）を有していること。</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、<u>監理技術者</u>又は現場代理人（以下「<u>技術者等</u>」という。）として当該同種工事を施工管理した実績（現場代理人として従事した実績を認める場合については、その施工時に主任技術者となることができる資格を有する者であったときのものに限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「<u>施工管理実績</u>」という。）があることを入札参加者の条件とする場合にあつては、当該施工管理実績を有していること。</p> <p>(11) 略</p> <p>2～6 略</p>
---	---

鳥取県告示第145号

平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければ	1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければ

<p>ならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令和2年鳥取県告示第574号</u> (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、調達公告で指定する業務の種別 (以下「発注業種」という。) に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>ならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成30年鳥取県告示第592号</u> (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、調達公告で指定する業務の種別 (以下「発注業種」という。) に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2～6 略</p>
---	--

鳥取県告示第146号

平成24年鳥取県告示第224号 (測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について) の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則 (平成19年鳥取県規則第76号) 第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令和2年鳥取県告示第574号</u> (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、調達公告で指定する業務の種別 (以下「発注業種」という。) に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2～7 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成30年鳥取県告示第592号</u> (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、調達公告で指定する業務の種別 (以下「発注業種」という。) に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2～7 略</p>

鳥取県告示第147号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量 (国土広域情報 修正)
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第148号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業地域 鳥取市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡湯梨浜町
- 3 終了年月日 令和3年2月28日

鳥取県告示第149号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
猪子F地区（Ⅱ-3675）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （3）土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

鹿の谷川（I-1-1-13-47）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

中砂見地区（I-41）、河内地区（I-57）、勝見B地区（I-256）、今市A地区（I-283）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第152号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域の指定を解除する市町村の名称

鳥取市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

円護寺第4地区（II-2047）

鳥取県告示第153号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

猪子F地区（II-3675）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に

規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第154号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
河内地区（I-57）、今市A地区（I-283）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第155号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
鹿の谷川（I-1-1-13-47）
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
ア 全部について指定を解除するもの
円護寺第4地区（II-2047）
イ 一部について指定を解除するもの

中砂見地区（I-41）、勝見B地区（I-256）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第156号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定に違反して許可なく港湾区域内に放置している船舶の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第56条の4第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月30日

鳥取県鳥取港湾事務所長 小 林 公 行

- 1 次の表に掲げる船舶の所有者又は賃貸借その他により当該船舶を使用する権原を有する者は、令和3年4月7日までに当該船舶を鳥取港の港湾区域内から撤去すること。

船名	所 在 地（次の図に示すとおりとする。）
不詳	鳥取市港町13-1

- 2 1の船舶を期限内に撤去しない場合は、港湾管理者である鳥取県鳥取港湾事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、港湾法第56条の4第8項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部空港港湾課及び鳥取県鳥取港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第157号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月30日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
一般社団法人お助けステーション心結	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1026-2	C O C O K A R A だ い え い	東伯郡北栄町弓原458	放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	令和3年3月26日
株式会社FAM	境港市渡町2963-1	A f t e r s c h o o l f a m 湯梨浜1	東伯郡湯梨浜町大字長江310-41	放課後等デイサービス	令和3年4月1日

鳥取県告示第158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年3月30日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

理 事 馬 野 進 東伯郡琴浦町大字別宮568-1
令和2年12月25日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 徳 丸 均 東伯郡琴浦町大字別宮504
令和3年3月6日就任 任期 令和6年3月18日まで

鳥取県告示第159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月30日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人山陰福祉の会	米子市加茂町二丁目180	グループホーム さんふく	米子市天神町二丁目49	共同生活援助	令和3年3月19日

鳥取県告示第160号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月30日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会	西伯郡日吉津村日吉津973-9	社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	西伯郡日吉津村日吉津973-9	居宅介護、重度訪問介護	令和3年3月31日

鳥取県告示第161号

鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成7年12月26日決定）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達であって、地方公共団体の物品等</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 鳥取県政府調達苦情処理要領（平成12年鳥取県告示第94号）に基づき、苦情を公平かつ独立した</p>

<p>又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、鳥取県政府調達苦情処理要領（平成12年鳥取県告示第94号）に基づき、苦情を公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、鳥取県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、鳥取県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>
<p>(組織) 第2条 略 2 略 3 委員は、次に掲げる場合を除き、在任中、その意に反して罷免されることがない。 (1) 破産手続開始の決定を受けたとき (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき</p>	<p>(組織) 第2条 略 2 略</p>
<p>(会議) 第6条 略</p>	<p>(会議) 第6条 略</p>
<p>(議事録) 第7条 委員会においては、議事録を作成する。</p>	
<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、<u>会計管理局</u>会計指導課において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 委員会の庶務は、<u>会計局</u>会計指導課において処理する。</p>
<p>(雑則) 第9条 略</p>	<p>(雑則) 第8条 略</p>

鳥取県告示第162号

鳥取県政府調達苦情処理要領（平成12年鳥取県告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(苦情の申立て)</p> <p>第2条 供給者(調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。)は、特定調達契約第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束(以下「協定等」という。)に違反すると認めるときは、その事実を知った日の翌日から起算して10日以内に、文書により委員会に苦情を申し立てることができる。供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達機関との間で協議を行い、解決を求めるよう努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあっては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めるものとする。</p>	<p>(苦情の申立て)</p> <p>第2条 供給者は、特定調達契約が1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)に違反すると認めるときは、その事実を知った日の翌日から起算して10日以内に、文書により委員会に苦情を申し立てることができる。</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例(平成17年鳥取県条例第96号)第16条の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月30日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 越 智 浩 明

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社足立本店 代表取締役 足立 延愛	米子市両三柳4568-31	日野郡日南町印賀字立石山 592-5、 592-9	太陽光発電施設の設置	9.3473ヘクタール	9.3473ヘクタール	5.8667ヘクタール	令和3年3月19日から 令和4年3月31日まで	令和3年3月19日